

平成22年度 中小企業庁支援策のご案内

金融支援策のご案内

日本経済を支える中小企業のみなさまへ
中小企業庁は様々な形で金融面の支援を行っております。



1

苦しい状況にある 中小企業のみなさんを支援します

まずはご相談ください！

一時的な資金繰りから、災害復旧まで、困ったときにこそ活用できる制度があります

1

急激な経営環境の変化に対応するための資金を提供します（景気対応緊急保証）

保証

国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き原則として全ての業種に属する中小企業のみなさんが、できるだけ簡易な手続で速やかに必要な事業資金を調達できるよう、一般の保証枠とは別枠で、平成23年3月31日まで景気対応緊急保証を行います。利用方法については中小企業庁HP「金融サポート」のページから「景気対応緊急保証」をご覧ください。

お問い合わせ ● 信用保証協会

2

資金繰りに困っている方への保証を提供します（セーフティネット保証）

保証

取引先の倒産や金融機関の経営合理化などにより、資金繰りに支障が生じている中小企業のみなさんに、一般の保証枠と別枠での保証を提供します。ご利用に当たっては、市区町村の認定が必要です。利用方法については中小企業庁HP「金融サポート」のページから「セーフティネット保証」をご覧ください。

お問い合わせ ● 信用保証協会

3

資金繰りに困っている方を支援します（セーフティネット貸付）

融資

急激な経営環境の変化、取引先の倒産や、金融機関の合理化などにより、一時的に資金繰りに困っている方などが、融資を受けることができます。商工中金からも「危機対応貸付」として融資を受けることが可能です。

お問い合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫

4

返済条件の緩和など、中小企業者の返済負担の軽減に取り組みます

融資 保証

日本公庫、商工中金、保証協会では、返済条件の緩和などの条件変更対応の相談に応じています。また、公的金融のご利用がない方^(※)は、民間金融機関からの借入の条件変更について条件変更対応保証をご利用できます。^(※)公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含みます。

お問い合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会

5

雇用調整助成金、ものづくり補助金などの給付までのつなぎ資金を融資します

融資

雇用調整助成金の実施計画などの届出が受理された企業への助成金の支給、ものづくり中小企業製品開発等支援事業などの採択を受けた企業への補助金、委託費の支給までのつなぎ資金を融資します。

お問い合わせ ● 雇用調整助成金の支給までのつなぎ融資 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
ものづくり補助金の支給までのつなぎ融資 商工組合中央金庫

6 借入金を借り換えて、返済額を減らしましょう（借換保証）

保証

信用保証協会の保証付き借入金を借り換えたり、複数の借入金をまとめることで、月々の返済額を減らす制度です。

お問い合わせ ● 信用保証協会

7 企業再生を支援します（再生関連貸付・保証）

融資 保証

債務超過になってしまっているなど、通常では融資を受けることが難しくても、優れた技術を持っている、雇用など地域経済への貢献度が高い企業であれば、企業再建のための資金について、日本公庫（沖縄県は沖縄公庫。以下、同じ）による融資、信用保証協会による保証を受けることができます。

お問い合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

2

様々なチャレンジを行う 中小企業のみなさんを支援します

目的と条件によって、有利で負担の少ない融資・保証を受ける制度があります

1 新規に開業される方への支援を行います（新創業融資）

融資

日本公庫から事業計画（ビジネスプラン）の審査を受け、無担保・無保証人（法人の場合、代表者保証人も不要）で1,000万円まで融資を受けることができます。

お問い合わせ ● 日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

2 創業等に関する保証を提供します

保証

これから創業を予定している方や創業5年未満の方であって、実効性の高い事業計画（ビジネスプラン）をお持ちであれば、無担保で保証を受けることができます。

お問い合わせ ● 信用保証協会

3 再挑戦する方への支援を行います（再挑戦融資・保証）

融資 保証

一旦事業に失敗したことにより、努力する意欲はあるものの困難な状況に直面している中小企業のみなさんは、再チャレンジに必要な資金につき、日本公庫による融資、信用保証協会による保証を受けることができます。

お問い合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

4 雇用の維持・促進に努める事業者の方を支援します（新事業展開）

融
資

現下の厳しい経済環境の中にあつて、積極的に雇用の維持又は促進に努める事業者の方や雇用調整助成金等の実施計画の届出が受理された方に対して、低利での融資を通じた支援を行っています。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

5 積極的な産業集積に取り組む方を支援します（新規立地）

融
資

効率的な分業や事業高度化のために推進されている企業立地に取り組む方に対して、そうした取組みをサポートするための融資を行っています。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

6 中小企業者の積極的な海外展開を支援します（海外展開資金）

融
資

新たなビジネス機会の創出や、活躍の場を海外に拡充することを支援するため、そうした取組みを行う中小企業者の方に低利での資金面での支援を行います。平成22年度からは、貸付金額の上限が拡充になります。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業）、沖縄振興開発金融公庫

7 小規模事業者の方へ、 経営改善のために必要な資金を無担保・無保証で融資します（マル経）

融
資

雇用している従業員が数人の事業者の方などで、商工会・商工会議所の経営指導員の指導により経営の改善を図ろうとしている方が、日本公庫から、1,500万円まで、無担保・無保証人（法人の場合、代表者保証人も不要）で融資を受けることができます。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

8 新たな事業活動に取り組む事業者の方の支援を行います（経営革新）

融
資

中小企業者の新たな事業活動を促進するため、異分野への事業開拓等に取り組む方への支援を行います。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

9 在庫や売掛債権を担保に融資します（流動資産担保融資保証等）

融
資
保
証

中小企業のみなさんが保有する在庫や売掛債権を担保として、金融機関から融資を受けることができます。

（民間金融機関の融資に信用保証協会が保証を行う流動資産担保融資保証制度のほか、日本公庫も流動資産を担保とした融資に取り組みます。）

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業）、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

10 売掛債権の支払期日前現金化を促進します (売掛債権早期現金化支援)

融資 保証

中小企業のみなさんが保有する売掛債権を支払期日の前に現金化することができます。

(民間金融機関が早期現金化する場合に信用保証協会が保証を行う一括支払契約保証制度のほか、民間金融機関が多数の中小企業が保有する売掛債権を集約することにより早期現金化を可能とする売掛債権流動化の仕組みを行う際に、日本公庫中小企業事業が融資や保証等を行います。※いずれの制度も支払企業(売掛先)を含めた当事者の合意が必要です。また、民間金融機関によりこれらの制度や仕組みの取扱いは異なります。)

お問合わせ ● 日本政策金融公庫(中小企業事業)、信用保証協会

11 保証付き融資をあらかじめ予約します(予約保証)

保証

将来の一時のかつ至急の資金ニーズに備えるため、信用保証協会の債務保証付き融資を予約することができます。

※予約時点で手数料等は掛かりませんが、融資実行時に通常の保証料に0.15%~0.20%上乗せした保証料をお支払頂きます。また、リスクの高い商品であることから、一定の利用条件をクリアする必要があります。

お問合わせ ● 信用保証協会

12 社債による資金調達の途を開きます(社債保証)

保証

信用保証協会の保証付きで社債を発行し、資金調達することができます。

※発行には通常の審査のほか、一定の財務指標(適債基準)を満たす必要があります。

お問合わせ ● 信用保証協会

13 会社分割や事業譲渡による事業再生を支援します

融資 保証

財務状況が悪化している中小企業者の将来性のある事業を、会社分割や事業譲渡により他の事業者(第二会社)に承継させ、その再生を図ることを支援します。

収益性のある事業部門を他の事業者に切り出して継続を図るとともに、負債・赤字部門を残した旧会社を清算する手法による再生計画の認定を受けた方は、日本公庫による融資、信用保証協会による保証を受けることができます。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

14 社会貢献型の取組みを行う事業者の支援をします (地域活性化・雇用促進資金)

融資

子育て支援やまちづくり・まちおこし等の社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動に取り組む事業者に対しての融資を行っています。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

15 ものづくりに取り組む中小企業を支援します

融
資

積極的な販路の開拓や試作品の開発のための資金を低利で融資することにより、積極的な新規市場の開拓等を図る中小企業者を支援します。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

16 省エネに取り組む中小企業を支援します

融
資

非化石エネルギーを活用して、エネルギー高効率化及び環境に配慮して事業に取り組む事業者に対し、所要の設備の導入のための支援を行います。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

17 地方公共団体の施策推進に努める中小企業を支援します

融
資

地方公共団体が掲げる地域活性化施策に取り組む、既存の公庫融資制度に当てはまらないユニークかつニッチな事業に取り組んでいる中小企業者を支援します。

お問合わせ ● 日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

3

担保や保証人なしで 中小企業のみなさんを支援します

担保や保証人なしで融資・保証を行う制度があります

1 担保の全部または一部を不要とする融資・保証制度

融資 保証

融資を受ける際に必要となる担保は、土地などの資産が少ない中小企業者には大きな負担です。しかし、この制度を利用すれば、担保がない、または不足していても日本公庫から融資を受けることができます。(若干の金利の上乗せがあります。)

ほとんどの貸付制度で利用できます。

担保が不要で融資が受けられる額、貸付利率は、ご利用される金融機関や、貸付制度などによって異なります。

信用保証協会においても、同協会が民間金融機関に対して保証を行うことにより、中小企業のみなさんが無担保で融資を受けることができます。

- お問合わせ** ● 日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

2 第三者保証などを不要とする融資・保証

融資 保証

第三者保証人を依頼することが難しい方を対象とした融資です。日本公庫国民生活事業からの貸付について、一定の要件(納税をしていることなど)を満たせば、第三者保証人を求めず、4、800万円まで融資を受けることができます。

また、日本公庫中小企業事業、信用保証協会においても、原則として第三者保証人は求めないこととなっています。

- お問合わせ** ● 日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

3 経営者の個人保証を不要とする融資・保証制度

融資 保証

日本公庫中小企業事業からの貸付について、財務面・経営面の約束等を前提に、経営者の方の個人保証がなくとも融資を受けることができます。(若干の金利の上乗せがあります。)信用保証協会においても、小規模企業の方で一定の要件(納税をしていることなど)を満たせば、無担保・無保証人で保証を受けることができます。

また、日本公庫国民生活事業からの貸付について、担保や保証人をたてることが困難な創業者を支援するための新創業融資制度があります。1,000万円まで無担保・無保証人で融資を受けることができます。

- お問合わせ** ● 日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会

お問い合わせ先

なんでも相談ホットライン

全国共通 受付時間 月～金 9:00～19:00 土 10:00～15:00

0570-009111

※通話料は発信者側の負担となります
※携帯電話（一部除く）、IP電話、PHSからはご利用になれません

政府系金融機関などの問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業 http://www.c.jfc.co.jp/	東京相談センター	TEL.03-3270-1260
	名古屋相談センター	TEL.052-551-5188
	大阪相談センター	TEL.06-6314-7627
	福岡相談センター	TEL.092-781-2396
株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 http://www.k.jfc.co.jp/	事業資金相談専用ダイヤル (ナビダイヤル※)	TEL.0570-054649
	※ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、	
	事業ローンコールセンター	TEL.03-3345-4649
	こくきんビジネスサポートプラザ名古屋	TEL.052-563-4649
沖縄振興開発金融公庫 http://www.okinawakouko.go.jp/	こくきんビジネスサポートプラザ大阪	TEL.06-6315-4649
		TEL.098-941-1795
株式会社商工組合中央金庫 http://www.shokochukin.co.jp/	お客さまサービスセンター	TEL.03-3246-9366
全国信用保証協会連合会 http://www.zensinhoren.or.jp/		TEL.03-6823-1200

相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談などに対応します。

●中小企業庁 相談室 **TEL.03-3501-4667** (直通)

編集・発行

中小企業庁広報室 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1709

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

中小企業庁

検索

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>

